

## 筑西市民病院評価等 特別委員会調査報告

本委員会は市民病院の運営状況等を研究調査するため、平成20年第1回定例会において設置された。それ以降、市民病院の経営形態の方向性を考えるに当たり、市民病院の運営状況等を評価すべく、計6回の委員会を開催し、協議してきたもので、今定例会において調査結果を報告し、承認されました。以下は、その報告書をまとめたものです。

### ◎主な調査内容

#### (1)第2回委員会

##### ① 医師確保の状況について

・現在の医師の状況について、本年4月1日現在の常勤医師は合計で9名、非常勤医師は、26名である。また、4月25日から筑波記念病院の心臓血管外科の医師が毎週金曜日に外来診察をすることになった。

・医師確保については、大学等に市長、院長、副院長等で訪問し、医師の派遣の要請をしている。また、市長及び院長等は、個人的人脈の中でも医師の確保に努めている。しかし、結果として現在までに常勤医師を確保する

ことはできていない等。

##### ② 医師の待遇について

・医師の給与については、経験年数10年程度の医師で、年額約1,100万円である。これに日直・当直手当5万円や通勤手当が加算される。医師確保のためには経験年数10年前後で、最低でも2千万円は必要とのことである。医師の給与の改正については、再考中である等。

##### ③ 平成19年度の実績について

・平成19年の4月から平成20年の2月までの実績については、収支差引額が約2億5千万円となる。入院及び外来患者の実績について、平成19年度は2月までで入院が平均46人から48人程度、外来が340人から360人程度である。

#### (2)第3回委員会

##### ① 医師確保について

・前委員会以降、9名の常勤医師という状況に変わりはない。市長からは、公設公営で医療提供をしていくべきという考えのもとで指示を受けているが、公設公営の継続には不安もあり、もし経営形態が変わったとしても、大学から派遣された常勤医

師であれば大学に戻るという対応ができるので、医師確保については、大学からの派遣を主に動かなくてはならないと考えているとのことであった。

##### ② 収益等について

・平成19年度の実績について、医療収益は、15億9,755万余円、医業外収益は10億5,806万余円で、そのうち会計補助金は10億4,478万余円（うち市からの補助金10億4,108万円）。医業費用は、22億739万余円。以上から、収支差引額が1億3,751万余円であり、収益的収支は黒字である。

##### ③ 患者数について

・平成19年度の病床利用率は、43.89%である。

・患者数については、4月の入院患者が、1日当たり46・7人。外来については、1日当たり307・8人である等。

##### ④ 地元医師会との協議について

・地元医師会としては、基本的に1次医療のバックアップとして市民病院が必要とのこと、そ

の中でどう連携するかというようなことが協議の基本的なことである。

・市民病院での夜間休日一次救急診療所の場所の提供については、現在進めるときではなく、医師会側も、今後の課題という認識であると考えるとのことであった等。

##### ⑤ 救急医療への対応について

・救急医療については、市民病院は脳神経外科や小児科がないため、受け入れを断ることがあるのは事実であるとのことであった。

##### ⑥ 公立病院改革ガイドラインについて

・職員による改革プラン策定のプロジェクトチームを編成した。

#### (3)第4回・第5回委員会

##### 【委員の主な意見等】

・市民病院を民間移譲することができない場合は、市の財政を圧迫する。よって、行政で病院経営をしていくのは無理であり、役目は終わったとの意見もあったが、救急医療等を考えると継続させるべきという意見により、存続を前提に協議された。

・市民病院を存続させるならば、公設民営がよいとの意見があつ

たが、公設民営は受け皿がなくなつてきており、現在では難しい状況と判断された。また、独立行政法人は難しい。

・市民病院に必要なことは、1つに経営の安定化であり、そのためには医師不足を解消しなければいけない。2つにネットワークづくりで、医師会や3次医療機関との連携である。これらをしつかりと行うには市民病院に経営者（管理者）が必要である。

このことから、市民病院の経営形態としては民営化（民間移譲）と地方公営企業法の全部適用が考えられる。

・市民病院、県西総合病院及び協和中央病院の合併の必要性について県知事が示したが、これは選択肢の1つではなく、市長は拘束されるものではない。

・市民病院の存続を明確にし、発信することが医師確保の上でも意味がある。また、総務省が出した公立病院改革ガイドラインでは3年連続で病床利用率が70%未満の場合、19床以下の診療所化等の抜本的な見直しを行うことが適当とされ、このままの状況では来年度から19床以下の診療所になってしまう。経営形態については、遅くとも9月

末までに結論を出すべきである。市民病院を存続させることが重要であり、9月末には経営形態の方向性を出すべきという結論でもよいのではないか。

市民病院のあり方等検討委員会からの答申では、地方公営企業法の全部適用が最初で、段階を踏んで民間移譲となっている。また、市民病院運営審議会では地方公営企業法の全部適用と公設民営という意見である。現段階では、地方公営企業法の全部適用とし、管理者の責任を明確にして医師を確保していくことが必要である。

・民間移譲の問題点として、「相手が必要」、「事業計画等に市は介入できない」、「公立病院としての役割がもてなくなる」、「不採算部門の閉鎖もあり得る」、「いつ売却されるかわからない」という点が挙げられる。

・民間移譲では、契約時に売却できない期間を条件として入れることができる。

・民間移譲がベストであるが、移譲先が見つからなければ成立しない。そうなったときに早急に地方公営企業法の全部適用にすべきである。

・地方公営企業法の全部適用と民間移譲の2つを併記して報告した方がよい。

・本委員会として、当問題の緊急性から臨時議会の招集請求をすることとした。

以上の経過から、地方公営企業法の全部適用、民間移譲及びその2案の併記の3案で採決した結果、地方公営企業法の全部適用及び民間移譲の2つを併記するとされた。

◎結論

①臨時議会の招集については、諸般の事情により請求しないこととし、委員会としては、9月定例会の初日に報告したいとされた。

②市民病院の現状としては、最重課題である常勤医師の確保については、困難な状況であり、平成19年度の収益的収支については、1億3,571万8,789円の赤字であるが、市の一般会計からの補助が約10億円あり、今年度も7億7千万円が補助される。また、人件費割合については89%で、昨年度よりも5.1%悪化している。さらに、現在病床数は113床を休床し、60床で運営しているが、平成19年度の病床利用率は43.1%である。

り、総務省が出した公立病院改革ガイドラインによると、このままの状況では市民病院は19床以下の診療所になってしまう可能性がある。

これらのことから、現在の市民病院では抜本的改革がなされない限り、存続が危ぶまれる状況である。しかしながら、救急医療機関の任務を持った2次医療機関としての市民病院の存続は必要である。

以上のことを考慮すると、今後2次医療機関として病院を存続させるためには、経営形態を変更することが必要であり、その結論は遅くとも本年9月末までに出すべきである。また、今後の経営形態としては、新たな経営者（管理者）を置き、権限・責任を明確化することが重要である。したがって本委員会では、地方公営企業法の全部適用もしくは民間移譲の2つを選択肢として提案するものである。

【筑西市民病院評価等特別委員会】

- ◎百目鬼 晋 ○水越 照子 須藤 茂
- 内田 哲男 尾木 恵子 加茂 幸恵
- 新井 利平 藤川 寧子 赤城 正徳
- 秋山 恵一 關 四郎 三浦 謙

（◎委員長 ○副委員長）